

# 難聴者の生活と 障害者制度改革

聴覚・人工内耳センター 年次フォーラムⅦ

2014年5月31日（土）

東京医科大学病院

一般社団法人

全日本難聴者・中途失聴者団体連合会

理事長 高岡 正

# 一般社団法人 全日本難聴者・中途失聴者団体連合会

○1991年（平成3年）社団法人認可

○目的 広く社会に対して、難聴者・中途失聴者の理解を深めるため、社会的自立の促進及び難聴者等に対する社会一般の理解向上に関する事業を行い、もって難聴者等の福祉の向上及び権利擁護に寄与することを目的

○事業

・放送・通信のバリアフリー

テレビの字幕放送拡充、電話リレーサービス普及

・著作権、災害時情報保障活動

・補聴器・人工内耳の活用、補聴援助システムの普及

・要約筆記事業の普及

・耳マークの啓発、普及

・組織活動

# 「障害者制度改革」

2006年,障害者権利条約成立

2009年,障害者制度改革推進本部

- 障がい者制度改革推進本部2010年1月
- 制度改革の集中期間（H22-26年）
- 障害者基本法改正、障害者総合福祉法、障害者差別禁止法の制定

# 難聴の認定について

○佐村河内氏問題について

・ゴーストライターの作曲、全ろう  
で作曲

⇒ 難聴の詐聴、身体障害者手帳  
の不正取得問題

マスコミによる問題の取り違え

# 難聴の認定について

## 障害者権利条約に基づく認定

- **環境因子**の影響を考慮
- **合理的配慮**が得られる

1) 「生活の困難度」が基準

2) 検査方法ではなく、認定基準  
の検討 ⇒ WHOの**40dB**を

# 「障害者権利条約」

2013年12月4日

障害者権利条約批准承認

2014年1月20日 国連に寄書

2014年2月19日 発効

●制度改革の本当のスタート

# 障害者権利条約の発効

2006年12月13日、第61回国連総会で、「**障害者の権利条約**」ならびに「**選択議定書**」を満場一致で採択！

2009年から障害者制度改革により**改正障害者基本法・障害者総合支援法・障害者差別解消法**の制定を経て、

2014年1月20日 日本も締約国入り。  
141の国と地域が批准、**2月19日発効。**

# 障害者権利条約の発効



2005年8月アドホック委員会

# 障害者権利条約の発効



2005年8月アドホック委員会

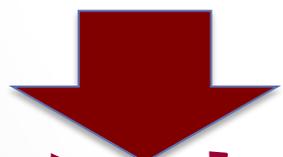


# 障害者の権利条約の位置

日本国憲法 第98条 国際条約の尊重



国際条約 第4条一般的義



国内法

# 「障害者権利条約」

## 人権条約

「障害のあるすべての人のすべての人権及び基本的自由を完全かつ平等に享有することを促進し」

目的（第1条）

# 「障害者権利条約」

## 1. 人権条約

- 国際人権規約

- 子どもの権利条約

- 女性差別撤廃条約

- 障害者権利条約

～21世紀最初の人権条約

# 「障害者権利条約」

2. 障がいを持たない人と  
「平等な権利」

3. 障害の「社会モデル」

4. 障害当事者の参画

Nothing about us, without us

5. 一般原則と一般的義務

# 難聴者にとっての 「障害者権利条約」

## 1. 感覚器の障害

○障害者：身体、精神的、知的または感覚的な機能障害を持つもので・・・

# 難聴者にとっての 「障害者権利条約」

## 2. 生活の質の改善

○健康(第25条)：保健サービスと保健に関わるリハビリテーション

- ・一般の人の保健サービスの提供
- ・障害のために必要な保健サービスの提供

# 難聴者にとっての 「障害者権利条約」

## 3. 障害のとらえ方の転換

○ **障害**：機能障害を持つものの  
社会の態度と障壁との相互作用  
(社会モデル)

聴覚障害の種類、程度を問わず、社会に関わることが困難な場合、合理的配慮を受ける権利。

# 改正障害者基本法

## 定義

### 障害者：

身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む）その他の心身の障害があるもので、社会的障壁により継続的に・・相当の制限を受ける状態に

社会モデル

# 改正障害者基本法

## 定義

**社会的障壁：**  
障害がある者にとって日常生活  
または社会生活を営む上で障壁  
となるような**事物、制度、慣行、**  
**観念その他一切のものをいう。**

字幕のない  
テレビ番組

派遣制限する  
実施要綱

# 難聴者にとっての 「障害者権利条約」

## 4. 難聴者のあらゆるコミュニケーションが定義

第2条 定義 意思疎通（コミュニケーション）

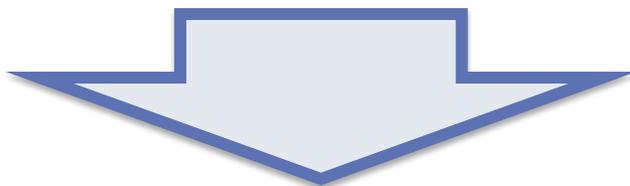
言語、文字表示、点字、触覚その他補助的な、代替的な形態、手段、様式

言語

音声言語、手話、その他の形態の非音声言語

言語、文字表記、点字、触覚を使った意思疎通、拡大文字、利用可能なマルチメディア並びに筆記、聴覚、平易な言葉及び朗読者による意思疎通の形態、手段

## 障害者権利条約の定義



### 意思疎通の形、内容の拡大

手話通訳、  
要約筆記等

手話、点字、  
朗読、筆記そ  
の他

# 難聴者にとっての 「障害者権利条約」

## 5. 情報アクセシビリティ

○第9条：施設及びサービス等の  
利用の容易さ

○第21条：表現及び意見の自由並  
びに情報利用の機会

# 難聴者にとっての 「障害者権利条約」

## 第9条 アクセシビリティ

障害者の自立生活や社会参加保障の基本的概念

⇒ 一般規定

## 第21条 表現・意見の自由と情報アクセス

- ・ 公衆向けの情報をアクセシブルな形態の提供
- ・ 公的な機関との会話は障害者の選択する手段で
- ・ 民間主体も公衆にはアクセシブルな情報サービス

# 難聴者にとっての 「障害者権利条約」

## 6. 施策の対象が拡大

身体障害者手帳をもつ人

→ 「支援を必要とする人」 （改正著作権法）

→ 「軽い難聴者や難聴の自覚のない難聴者も含め」 （厚生労働省報告書）

# 難聴者にとっての 「障害者権利条約」

## 7. 当事者「参加」を保障

社会のあらゆる分野の当事者として  
登場

阻害されていた聴覚障害者の出番

第4条の3項一般的義務でも障害者と障害者団体の代表の関与を規定

# 障害者の権利に 関わる法律

## ○障害者差別解消法：

- 障害を理由とした差別を禁止
- 法的義務:国及び地方公共団体
- 努力義務：民間事業者

2016年施行

# 障害者の権利に 関わる法律

## ○障害者雇用促進法：

- ・雇用／就労における差別禁止は全ての事業者対象
- ・聴覚障害の程度を問わない
- ・要約筆記、手話通訳、補聴援助システム等の提供義務

# 障害者の権利に 関わる法律

## ○障害者総合支援法：

- 都道府県と市町村に意思疎通支援者の派遣を義務付け
- 日常生活と社会生活全般が対象
- 高松市実施要綱4月1日施行  
(モデル要綱反映)

## 2. 障害者制度改革の進展

- **障害者基本法第3条**  
(手話の言語化、意思疎通手段と機会の提供)
- **障害者基本法第4条**  
(差別禁止、合理的配慮の不提供は差別)
- **障害者基本法第22条**  
(国と自治体の意思疎通支援者の養成・派遣義務)

## 2. 障害者制度改革の進展

- **障害者総合支援法第77条第1項6号**  
(意思疎通支援事業の義務化)
- **障害者総合支援法附則第3条**  
(当事者を含めた支援の在り方の検討と必要な措置)
- **障害者差別解消法第7条**  
(国と行政機関の差別禁止規定)

## 6. 今後の課題 何が課題か？

【検討規定】(附則第3条) ⇒「3年目途」

- ① 常時介護に対する支援、移動の支援、就労の支援その他
- ② 障害支援区分の認定を含めた支給決定の在り方、
- ③ 障害者の意思決定支援の在り方、
- ④ 障害成年後見制度の利用促進の在り方、
- ⑤ 手話通訳等を行う者の派遣その他の聴覚、言語機能、音声機能その他の障害のため意思疎通を図ることに支障がある障害者等に対する支援の在り方、
- ⑥ 精神障害者及び高齢の障害者に対する支援